

茂原を動かそう！

討議資料

茂原市議会議員

市政レポート25001

竹村聡

そう

(発行)竹村聡事務所 茂原市国府関1934-7

第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画(案)について

1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援事業計画とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法第61条により全市町村に策定が義務付けられている計画です。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めた量の見込みを把握しそれに対応する確保方策を定めています。

2 茂原市における子ども・子育て支援事業計画について

茂原市においては、平成27年3月に第1期目の「茂原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を総合的かつ効率的に提供できるよう様々な施策を推進してきました。

令和2年3月には、「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。2期目の計画においては、国による待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や放課後児童対策の更なる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」、そして、幼児教育・保育の無償化を踏まえたものとなっています。

第2期計画期間が令和7年3月をもって終了することに伴い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期茂原市・子ども子育て支援事業計画」を新たに策定しています。

第3期計画においては第1期及び第2期計画の基本理念や基本目標等を継承しつつ、「こども大綱」や「こども未来戦略」等の国の動向を踏まえた内容となっております。市公式ウェブサイトにおいて計画(案)をご確認ください。

3 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画における新規事業について

第3期計画における新規事業は、以下のものとなります。

・産後ケア事業

産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の産婦と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業

・子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等に対して、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業

・児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況を客観的に評価・査定し、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

・親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じ、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業

・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度

・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業

こども計画とは

令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども基本法第10条1項では、都道府県は、国の「こども大綱」を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、2項では、市町村は、国の大綱及び都道府県こども計画が策定されている場合は、当該計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう、それぞれ努力義務を課しています。

令和5年12月22日に、こども大綱が閣議決定されました。こども大綱は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

千葉県における動き

千葉県においては、令和6年の6月20日に千葉県こども計画策定会議を設置し、計画策定に向けて動いております。

そこで令和6年12月議会において、茂原市におけるこども計画策定について質問をいたしました。

問 こども計画を策定する予定はあるのか。また、策定するのであればいつ頃になるのか。

答弁 本市におきましても、こども計画を策定する方向で考えておりますが、計画策定にあたっては、こども大綱や現在策定中である千葉県こども計画の内容を勘案し、策定までのスケジュールや実施体制を整える必要があるため、時期につきましては今後検討してまいります。

問 こども計画の策定にあたり、こどもの意見を反映させるためにどのようなことを行っていくのか。

答弁 こどもの意見の反映方法につきましては、具体的には決まっておりませんが、こども家庭庁のガイドラインや他市の事例などを参考に、有効な方策を検討してまいります。

要望(一部) こども計画を策定することで、こども施策に全体として统一的に横ぐしを刺すことが期待されています。自治体こども計画は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、こども・若者育成支援推進法第8条第2項に掲げる事項、そして、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を盛り込むことが求められています。こども計画を策定している自治体はまだまだ少ないのが現状です。可能な限り、他市町村の事例などを参考にし、しっかりとこどもの意見を反映した計画となりますよう、また、できるだけ早期の計画の策定となりますようよろしくお願いいたします。

討議資料



プロフィール

- 昭和56年（1981年）2月27日生
茂原市生まれ 行政書士
- ・二宮小学校卒業 富士見中学校卒業
 - ・千葉県立長生高等学校卒業
 - ・東京外国語大学外国語学部卒業
（欧米第二課程スペイン語専攻）
 - ・専修大学大学院法務研究科修了
 - ・千葉県行政書士会前監事
 - ・千葉県行政書士会長夷支部副支部長

市民によりそう！
ともに茂原を動かそう！

竹村聡事務所

市政についての皆様のご意見・
ご要望をお聞かせください！

茂原市国府関1934-7
TEL 090-3211-5208
FAX 050-3458-2410

ホームページ



X@soutake1981

